

令和 8 年 度

教 育 委 員 会 定 例 会 （ 6 月 ） 議 事 録

四 條 畷 市 教 育 委 員 会

1 開催日時・場所

令和8年6月24日（水） 10時00分から11時45分まで

四條畷市役所 東別館2階 201会議室

2 出席委員

教 育 長	木村 実
教育長職務代理者	山本 博資
委 員	佃 千春
委 員	尾崎 靖二
委 員	佐々木 弥生

3 事務局出席者

教 育 次 長	開 康成
兼 学 校 教 育 部 長	
学 校 教 育 部 次 長	神本 かおり
兼 青 少 年 育 成 課 長	
学 校 教 育 部 副 参 事	浅倉 裕次
兼 教 育 総 務 課 長	
教 育 総 務 課 長 代 理	荒堀 涼
青 少 年 育 成 課 長 代 理	安田 直由
学 校 教 育 課 長	胡 健太
学校給食センター所長	谷口 直人
教育支援センター長兼	金子 摂
学校教育課指導担当課長	

4 議事録作成者 教育総務課 最上 秀樹

5 付議案件

議案 第17号 四條畷市教育振興基本計画（令和8年6月改訂版）の策定について

報告 第14号 四條畷市教育委員会委員の任命に係る議会同意について

報告 第15号 令和8年度一般会計補正予算（第1号）に対する意見の申し出について

報告 第16号 四條畷市立小学校及び中学校における教育指導の計画について

報告 第17号 再発防止策の中間報告について

報告 第18号 四條畷市学校給食費に関する規則及び四條畷市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則の制定について

その他 学校再編後の一定年数経過における検証について

その他 習い事応援事業について

その他	教育フェスティバルについて
その他	学校施設整備方針にもとづく取組の進捗状況
その他	6月議会の一般質問について

木村教育長	只今から6月の教育委員会定例会を開催します。会議の成立状況について、事務局から説明をお願いします。
浅倉学校教育部副参事兼教育総務課長	本日の教育委員会定例会は、教育長並びに教育委員全員のご出席をいただいています。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定に基づき、本日の会議が成立していることを報告いたします。
木村教育長	それでは、四條畷市教育委員会会議規則第5条第2号の規定に基づき議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名者は山本教育長職務代理者をお願いします。 議題に入る前に、報告第17号 再発防止策の中間報告については個人情報保護の観点から四條畷市教育委員会会議規則第9条第1項の規定に基づき、秘密会にしたいと思います。また、審議につきましては、議事進行の都合上、その他案件の後にしたいと考えておりますが、委員の皆さまこれに異議はございますか。 (「異議なし」の声)
木村教育長	それでは議事に入ります。 議案第17号 四條畷市教育振興基本計画（令和8年6月改訂版）の策定についてを議題といたします。事務局から本件の内容説明をお願いします。
浅倉学校教育部副参事兼教育総務課長	議案第17号 教育振興基本計画の改訂について、ご説明申し上げます。 令和4年1月策定の本計画は、令和7年9月に市長が総合教育会議での協議を経て取りまとめられた教育大綱と共有を図るべく、改訂を行っております。併せて、教育委員会が所管する社会教育分野について、市長部局所管事業等との連携を通じた相乗効果の創出、さらに施策の実効性や効果の広がり求め、教育委員会合意のもと、特例条例の制定により令和8年度から市長部局に移管となっています。 以上を背景に、本計画に記す社会教育分野の整理が必要との認識に立ち、改めて一定の改訂にあたることを昨年度の定例会にて確認しています。 そういった状況下にあって、市長部局では、先に申し上げた相乗効果、実効性、広がり趣旨に、各種計画等の策定、あるいは改訂に取り組む最中にあり、成案化は年度末の予定と伺っております。 これらを本計画に照らし、いかに改訂すべきかを事務局内で検討し、結果、市長部局における計画策定等の内容、また、教育大綱の改訂有無等を踏まえ、令和9年度以降、本格的な改訂等の判断を行うといたしました。 もとより、従前同様、学校教育、社会教育双方の連携による各種取組が重要との見解に至りました。

(浅倉学校教育部副参事兼教育総務課長)	従いまして、今年度の改訂内容は3ページ 2計画の位置づけ・構成の下部の構成図について、本計画のうち、「基本理念、基本方針を含む社会教育分野」を点線で囲み、それを「(仮称)生涯学習基本方針」と記載し、本計画と整合。そのうえで下段※印、「(仮称)生涯学習基本方針は、市長部局において令和8年度中に取りまとめる予定であり、策定後、仮称を削除します。また、基本方針と本計画に齟齬が生じれば、令和9年度に本計画を見直します。」を追記。 また、15ページ 第4章 基本方針と施策 1 基本方針と施策の末尾に、「社会教育分野の一部は令和8年4月の機構改革に伴い、市長部局で所管となりましたが、学校教育分野との不可分な関係性に鑑み、市長部局、教育委員会連携のもと、関連施策、事業を推進します。」を追記し、先の見解に即して、18ページ以降 第5章 基本方針、「施策の方向性」及び「分野別計画」における社会教育分野の内容は現状維持と考えております。 なお、市民意見公募手続、いわゆるパブリックコメントについては今回の改訂は軽微な内容であり、市民意見公募手続要綱第3条第2項第1号の規定に基づき、省略いたしたく存じます。 また、社会教育分野に係る(仮称)生涯学習基本方針の策定をはじめ、その他関連計画の策定等につきましては、次回7月定例会において、市長部局よりご説明申し上げる予定としておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上、議案第17号 教育振興基本計画の改訂についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご可決賜りますよう、お願い申し上げます。
木村教育長	本件について、質疑等ございましたらどうぞ。
山本教育長職務代理者	令和8年4月からの機構改革に伴って、社会教育分野が市長部局に移管したということで、教育振興基本計画にも関係のある部分ですので、その修正はしなければならないかなとは思っています。 それで昨年度の教育委員会会議の中で令和8年4月から教育振興基本計画の改訂に取り組むということを決めて、今があるかなと認識をしています。 その上で、3ページのところに(仮称)生涯学習基本方針というふうに書いています。私自身、生涯学習基本方針の中身については、全く存じ上げていません。これ自身が第5章以降にあるところの社会教育分野にどういう影響を及ぼすかということについても、まだ十分認識をしておりません。 その中で生涯学習基本方針の部分はいつ、どのように策定されて、今後のスケジュールとか方針の中身自身はどうなるのかいうことを現時点でわかる範囲で説明をお願いしたいと思います。
浅倉学校教育部副	現時点の内容としましては、先ほど申し上げたように7月定例会において、

参事兼教育総務課長	市長部局よりご説明申し上げることとなりますが、現在関係部局の方で調整をしております、その内容につきまして合意を図るべく行っています。まだ具体につきましては今年度これからということで、これから各種現在の教育振興基本計画の3ページに書いております、仮称にはなりますけども生涯学習基本方針という形の中で、もともとはこの計画を一本化するとなっておりますが、それが合意の中でなかなか難しいというところから、まずはこれを定めていくという形の中で現在進めている状況でございます。 また、意見聴取会とか、その他に関しましては、いろんな意見を聞きながら、進めていくところでございますので、具体的内容につきましては、申し訳ございませんが7月の定例会において市長部局からご説明申し上げます。
山本教育長職務代理者	それであれば、私としては7月の市長部局の説明及び今後のスケジュール等を聞いた上で、この改訂に取り組んでもいいのではないかなと思っています。 それでついでにもう1つなんですけども、令和8年の今の時点で改訂するのであれば、令和7年度までの、実態を測定指標の中に、取り組んでいただくということはできませんでしょうか。 具体的には6ページ、8ページ、10ページのところの測定指標の①②③のデータが令和6年になっていますので、令和7年のデータを追記していただくということはできるのではないかなと考えていますがいかがでしょうか。
浅倉学校教育部副参事兼教育総務課長	ご指摘いただきましたように、その部分に関してはこちらの方で整理しながら、進めていきたいと考えております。
尾崎委員	1つは形式的なことで恐縮ですが、参考資料の目次にございます、重複して記述のある、令和7年10月改訂時の1、(1)(2)(3)の次に(1)がございますので、これは削除ということでお願いをいたします。 それから今、職務代理からのご意見もありましたけれども、そのようなことであれば、昨年度、基本方針改訂の折に議論がございまして、測定指標につきましても、内省的なものが3つ含まれていて、これは国との整合がとれているわけですけれども、国の中には他にも客観的な指標あるいは数値指標というのが含まれております。 例を挙げますと、この間ニュースにもなりましたが英語力につきまして、セファールのA1を中学校3年生で50%以上、高校3年生A2は50%以上という数値指標がございました。この数値指標があつたが故にということなのではないでしょうか、子どもたちの英語力が伸びたというニュース報道がございました。

(尾崎委員)	やはり子どもたちの今の時代に即した測定指標というのが要るのではないかと思います。その点で、こういう基本計画を改訂する折には、教育大綱との整合というのはもちろん必要ですけれども、昨年度その方針が確認されたように、時代に即応したものであること、国と府との整合性、あるいは分野別計画の整理と、こういったことが方針として掲げられておりましたので、その中でも特に時代に即応した測定指標については令和８年度に見直しをしましょうというふうに議案が議決された折に、合意が教育委員会定例会であったものと認識しておりますので、この点についても是非よろしく願いたいと思います。
浅倉学校教育部副参事兼教育総務課長	今ご指摘がございましたように、今の部分に関しましては、今回の改訂の趣旨と前回令和７年の定例会においてそういった合意がなされたというところでございますが、今回は機構改革に伴うものでございます。先ほどの社会教育分野に係る仮称生涯学習基本方針も改訂をするのが年度末になりますので、それらを踏まえながら、次年度ではございますがその中でご意見いただいた部分についても整理させていただきながら、改訂をしていきたいと考えております。
木村教育長	他にありませんでしょうか。 では今の話にありましたように、７月に社会教育部門の生涯学習基本方針の策定について、市長部局から説明があるということで、それを受けてからの審議の方が良いのではないかとのご意見出ましたが、その方向でよろしいでしょうか。 関連の計画の策定ということですので、７月の定例会で市長部局からの説明を受け、またそこでこちらからも質問させていただいたりとか、私たち教育委員会から社会教育部門を送り出しているということもありますので、そこで議論を重ねた上で改めてこの計画の関連についても整理のもと、最終的にこの議決という形で行かせていただけたらと思いますので、本件につきましては、継続審議ということによろしいでしょうか。 (「異議なし」の声)
木村教育長	異議がないということですので議案第１７号 四條畷市教育振興基本計画（令和８年６月改訂版）の策定につきましては継続審議とさせていただきます。 それでは、次に移ります。 報告第１４号 四條畷市教育委員会委員の任命に係る議会同意についてを議題といたします。 事務局から本件の内容説明をお願いします。

浅倉学校教育部副参事兼教育総務課長	報告第14号 四條畷市教育委員会委員の任命に係る議会同意について、ご報告申し上げます。 山本博資氏の教育委員会委員としての現任期が令和8年9月30日をもって満了することに伴い、令和8年6月1日開催の四條畷市議会6月定例議会において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、同氏の再任について議会の同意を得ました。 なお、次期任期は、令和8年10月1日から令和12年9月30日までの4年間となります。
木村教育長	本件について、質疑等ございましたらどうぞ。 (「なし」の声)
木村教育長	それでは、次に移ります。 報告第15号 令和8年度一般会計補正予算(第1号)に対する意見の申し出についてを議題といたします。 事務局から本件の内容説明をお願いします。
浅倉学校教育部副参事兼教育総務課長	報告第15号 令和8年度一般会計補正予算(第1号)に対する意見の申し出について、ご報告申し上げます。 令和8年度一般会計補正予算(第1号)を市議会6月定例議会へ提出するにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の意見を申し出ることにについて、教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定に基づき、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がなかったため、教育長をして臨時に代理したので、同規則同条第3項の規定に基づきその内容を報告いたします。 教育関連の補正予算の詳細について、配布している資料、「令和8年度四條畷市一般会計補正予算 予算に関する説明書」に基づいてご説明いたします。資料の9ページをご覧ください。 歳出 款「教育費」、項「小学校費」、目「学校管理費」の工事請負費について、市立四條畷南小学校の屋上防水工事の費用17,926千円を計上するものでございます。内容の説明は以上となります なお、本補正予算は令和8年6月1日開催の市議会6月定例議会において原案のとおり可決されていますので、現在、入札に向けて都市整備部に協力いただきながら準備を進めているところでございます。
木村教育長	本件について、質疑等ございましたらどうぞ。
山本教育長職務代	四條畷南小学校につきましてはこういう予算をいただけたというのは非常

理者	にありがたいと思っています。 今、入札の準備中であると言われましたが、具体の今後の工事スケジュールといえますか、大体どれくらいでの完成をめどにされているのか、もしわかればお教えてください。
浅倉学校教育部副参事兼教育総務課長	具体のということでございますと、入札等の準備にあたっており、現在、都市整備部に協力をいただきながら設計積算を行っているところでございまして、その後契約担当課に対して入札手続依頼を行います。 通常ですとその1ヶ月から1ヶ月半ぐらいで入札が執行されます。 その後すぐに契約締結を経て、工事に入っていきます。工事自体は雨の状況や環境によって異なりますけども、そこまでかかる工事ではないというのを伺っておりますので、少し具体的にここまでだということまでお示しはできないところではございますけども、私どもとしても、梅雨の時期にはさすがに間に合わないですが、やっぱりこの台風が来る時期にはということで、なるべく早く環境改善に努めてまいりたいと考えております。
木村教育長	他に質疑はございませんか。 (「なし」の声)
木村教育長	それでは次に移ります。 報告第16号四條畷市立小学校及び中学校における教育指導の計画についてを議題といたします。 事務局から本件の内容説明をお願いします。
胡学校教育課長	報告第16号 四條畷市立小学校及び中学校における教育指導の計画についてご報告申し上げます。 教育指導の計画につきましては、四條畷市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第13条で「校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年学年初めに、教育委員会に報告するものとする。」と定められており、項目を申し上げますと、学校経営の重点、学習指導及び生徒指導の重点、健康管理と指導の重点、日課表、校務分掌、行事予定表、教職員の研修計画の7項目でございます。教育指導の計画がまとめられた各学校の教育計画をご確認ください。令和8年度の教育活動は、本教育計画をもとに行われています。 なお、5月の定例会でお伝えしておりました四條畷中学校区の四條畷中学校、四條畷小学校、忍ヶ丘小学校の学校経営計画についてですが、学校運営協議会で承認をされたということを併せてご報告いたします。
木村教育長	本件について、質疑等ございましたらどうぞ。

尾崎委員	前回の定例会で質問させていただいたのですが、学校長の経営計画ではわかりづらかったある学校のことですけれども、自由進度学習を３年間続け、先進的に行い、今年度、違う校内研修の計画に改められました。そういうこと自体は良いことですが、なぜそのようになったのか、あるいは総括として成果、課題等はどうだったのかについて、今回学校教育指導計画を見させていただいて、その点が非常に納得できましたので、改めて非常に細部にわたり細かく指導主事先生方も見ていただいたというようなことでございますけれども、私たちも直接見させていただいて、大変よかったなという思いがございます。それが１点です。 もう１点は、把握されておりましたら教えていただきたいことでございます。いわゆる教育計画ということで、年間の計画は示されていますが、その各教科あるいは領域等の内容を見ますと、まだまだ教材レベルのものが並んでいて、いわゆる架け橋プログラム、あるいはスタートカリキュラム、あるいはカリキュラムマネジメントと言われるような要素は、一見した感じはあまり見られないように思いますが、そのようなことの取組がこの教育計画の中に表れているという学校があれば教えていただければと思います。
胡学校教育課長	委員のおっしゃられた、スタートアップカリキュラムであるとか、カリキュラムマネジメントに関しては、この教育計画の中にはなかなか見えてこないところもございますが、数校、今年度から取り組み始めているところもありますので、来年度に向けてこの教育計画にどのように反映させることができるか、掲示させることができるかということも少し考えていかなければならないなと考えております。
尾崎委員	ありがとうございます。そういうご指導をいただければと思います。特に、毎年４月になってからこれを立案したり計画したりと、各校務分掌上ですね、あるいは各学年というようなことの繰り返しの中で、なかなかうまくいかないという実態があらうかと思っておりますので、やはり前年度、例えば３学期からこういったことに忙しいでしょうがお取組いただくことによって、よりすばらしい教育計画ができるのではないかと思いますので、そういった観点も含めまして各学校現場のご指導を賜りますようお願いいたします。
佃委員	学校経営計画をどの学校も、一番最初に掲げてくださって、そのあとにいろいろな計画等で載っていますけれども、学校経営計画をもとに各校長先生方工夫されて、改善されてきた点が多々見えたという点についても先月の委員会でもお話をさせていただいたと思っておりますけれども、そのあとに附属する様々な計画については、あまり長年見直されていないのではないかなということも見受けられるように思われます。 昨今やはり校内の教育活動の中で起こる事故であったり、そういったとき

(佃委員)	にやはり一番に問われるのは、教育計画はどうなっていたかとか、先日の小学校での火事の件もそうですけれども、ああいったときに、今まで何となく載せただけではなくて、やはりそういったことが起こったときにこそもう一度、文書ごとに見直すとか、もう一度研修を深めるとかっていう努力は不断に行わなければならないものだと思いますので、ぜひ伝えていただいて今後の参考にしていただけたらと思っております。よろしくお願いいたします。
木村教育長	他に質疑はございませんか。 (「なし」の声)
木村教育長	それでは、次に移ります。 報告第18号 四條畷市学校給食費に関する規則及び四條畷市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。事務局から本件の内容説明をお願いします。
谷口学校給食センター所長	報告第18号 四條畷市学校給食費に関する規則及び四條畷市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則の制定について報告いたします。 近年の物価高騰により食材価格が上昇し続けている中で、児童生徒に必要な栄養価と量を確保するため学校給食費を改定するとともに、本市独自の子育て支援策として実施しておりました第2子以降の学校給食費無償化の制度を廃止し、令和8年度は国が主導する学校給食費の抜本的な負担軽減に留まらず、子育て世帯の家計負担の軽減を図る観点から、市立小中学校に在籍する全児童生徒の学校給食費を完全無償化するよう、四條畷市学校給食費に関する規則及び四條畷市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正いたしましたので報告するものでございます。 それでは内容につきましてご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。 まず、四條畷市学校給食費に関する規則及び四條畷市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則第1条による改正（四條畷市学校給食費に関する規則の一部改正）でございます。 規則第3条では、納入義務者の定義について（1）から（5）までの区分分けをしていた記載を削除し、本改正の核となる学校給食費の小中完全無償化について、「市立小学校に在籍する児童又は市立中学校に在籍する生徒の保護者については、学校給食費を徴収しない」と明記するとともに、第2項と第3項を追加いたしました。 第2項は、市立小学校に在籍する児童又は市立中学校に在籍する生徒の保護者であっても、他法に基づく支援を優先する場合の規定を定める項として追加いたしました。

(谷口学校給食センター所長)	第3項は、その他教職員、市職員などから徴収する学校給食費について、(1)から(3)までの区分分けをして明記する項として追加いたしました。 次に、第5条第1項では、第2子以降の学校給食費無償化の制度を規定していたただし書きを削除いたしました。 第2項では、「年間」との記載について、他の記載と合わせるため「一の年度」と記載を変更いたしました。 第3項では、第3条で規定していた「納入義務者」の定義をここで記載するよう変更いたしました。 また、給食単価の定義を改めて記載するよう「別表第1又は別表第2の年額を、給食実施回数で除した額(以下、「給食単価」という。)との記載に変更いたしました。 次に、「年度の途中で納入義務者でなくなった者の学校給食費の額」の計算方法を、「年度の途中で納入義務者となった者の学校給食費の額」の計算方法と合わせるよう、変更いたしました。 第4項では、「第8条第1項第1号に規定する理由により、年度の途中で給食の全部又は一部を停止する場合の学校給食費の年額は、停止前及び停止後の給食単価にそれぞれの給食回数を乗じた合計とする」との記載を「年度の途中で第8条第1項各号の規定により減額する場合における学校給食費の額は、給食の全部又は一部の停止前及び停止後の給食単価にそれぞれの給食実施回数を乗じた額の合計額とする」に変更いたしました。 次に、第6条では、「ただし、徴収すべき学校給食費がない場合又は市が第9条第2項の規定により代理納付若しくは公金振替を行う場合は、この限りでない。」とのただし書きを追加いたしました。 次に、第8条第1項では、「児童及び生徒その他学校給食を受ける」との記載を削除いたしました。 また、第3項で定めていた減額する学校給食費の額の計算方法を、第5条第4項に集約したため、第3項を削除いたしました。 次に、第9条では、第2項を追加し、第3条第2項で規定した他法に基づく支援を優先する場合の納付方法を明記するよういたしました。 次に、第12条では、学校給食費を完全無償化したことにより、特例として記載する必要がなくなった「就学援助に係る特例」を削除いたしました。 次に、別表第1(第5条関係)においては、本規則改定後の学校給食費の年額に変更いたしました。 また、別表第2(第5条関係)においても、本規則改定後の学校給食費の年額から算出した給食の一部を停止する場合の学校給食費の年額に変更いたしました。 また、様式第1号(第6条関係)においては、学校給食費を完全無償化したことにより保護者や学年等の文言を削除いたしました。 また、様式第2号、様式第2号の2、様式第2号の3の各種減額申請書に
-----------------------	--

(谷口学校給食センター所長)	についても保護者関係の文言を削除するとともに、担任、校長等の確認欄を削除いたしました。 その他、これらに伴う項ずれの修正や細かな文言の修正を行っております。 続きまして、四條畷市学校給食費に関する規則及び四條畷市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則第2条による改正（四條畷市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）でございます。 附則に定めた「物価高騰対策に係る学校給食費の年額の特例」の廃止に伴い、附則第2項、附則別表第1（附則第2項関係）、附則別表第2（附則第2項関係）を削除いたしました。なお、この規則は、令和8年6月2日から施行するものです。
木村教育長	本件について、質疑等ございましたらどうぞ。 （「なし」の声）
木村教育長	それでは、その他の案件に移ります。
神本学校教育部次長兼青少年育成課長	学校再編検証及び今後のあり方検討会の副会長の神本より学校再編後の一定年数経過における検証の進捗状況につきまして、ご報告申し上げます。 これまで教育委員の皆様には、学校再編後の検証に当たりまして、市全体を俯瞰したうえで、様々な観点から議論を進めることが望ましいとの考えのもと、本年度は関係各部の次長級職員で構成する庁内検討会を立ち上げたことを共有させていただいています。 検討に当たりましては、①人口動態、②財政状況、③まちづくり、④都市機能を基本的な視点とし、さらに⑤幼児教育、⑥地域コミュニティ、⑦生涯学習活動、⑧田原地域活性化、以上8点との連携と整合の観点から現状分析及び課題整理を進めております。 人口動態では将来的な人口推移や児童生徒数の見通しについて、財政状況では持続可能な施設維持や管理運営のあり方について、また、まちづくりや地域コミュニティとの連携では、学校が地域の拠点として果たす役割など、多面的な視点から議論を重ねているところでございます。 こうした中、庁内検討会をこれまで3回開催し、市長部局と連携を図りながら検討を進めてまいりました。3回めの検討会で取りまとめを行う予定としておりましたが、会議において各委員から様々なご意見をいただき、なお整理、確認を要する事項があることから、現時点では報告書の最終的な取りまとめには至っておりません。 そのため、本日はこれまでの検討経過として、8つの観点ごとに整理した現状や課題について現時点での内容をご報告させていただくものでござい

(神本学校教育部
次長兼青少年育成
課長)

す。

なお、本検証につきましては、本日のご報告及びその後の議論を踏まえ、さらに内容の精査を進めたうえで、市長及び教育長への報告を経て正式な検証結果として整理するとともに、その内容について改めて教育委員の皆様へご報告してまいりたく存じます。

また、本日の検討会では、市長部局における検証結果を踏まえた今後の方向性や複数案の整理についても、次回以降の検討会において協議を進めていくことを確認しております。

今後につきましては、中長期的な視点を踏まえながら、本市の学校教育のあるべき姿について、引き続き議論を重ねてまいります。併せて、教育委員の皆様との意見交換を継続的に実施するとともに、学校長をはじめとする教育現場との情報共有や協議を進め、さらに総合教育会議における協議を踏まえながら、今後の方向性や対応方策について複数の選択肢を整理してまいりたいと考えております。

それでは、市長部局とともに進めております検証内容についてご説明申し上げます。

第1 検証結果の概要についてです。

廃校の影響や取組を統一的に評価すべく、本検証においては、もっとも客観的で定量的に分析し得る評価指標であり、本市総合戦略において改善をめざす指標でもある、人口の変動をもって行うこととしました。

廃校の影響として、一時的に廃校に係る校区で市内の他地域を上回る人口減少が確認されたところです。

しかしながら、一部の地域に限って取組を行った例は少ないため、市全域についての評価として、廃校前に策定された人口ビジョンの推計は下回っているものの、近年の推計はいずれも上回っており、人口減少に一定の抑止に及んだと評価できる状況にあります。

特に、本市の人口の社会増減は社会減が続いていたところ、廃校時期の平成30年と令和元年、その後の令和4年と令和7年に人口が社会増となるなど、好転の兆しも見られているところです。

次に、第2 廃校実施後の人口変動の状況についてです。

平成27年に策定された人口ビジョンでは、2020年の人口は56,304人、2025年の人口は54,751人とされていました。

これに対し、平成30年発表の社人研推計では、2020年の人口は54,236人、2025年の人口は51,587人とされており、大きく下振れしていた状況にあります。

令和5年に策定された人口ビジョンでは、2025年の人口は、社人研推計準拠で51,584人とされており、平成30年の推計とほぼ同値となっております。

しかし、令和7年実施の国勢調査では、本市の人口の速報値は53,45

(神本学校教育部
次長兼青少年育成
課長)

5人となり、令和5年の社人研推計準拠との比較においては、1,871人の上振れとなっているところです。

このことから、本市の人口は、平成27年の推計値からは下振れしたものの、平成30年や令和5年の推計値からは上振れており、近年は人口減少の想定以上の加速の局面からは脱しつつある状況と評価できます。

一方、人口ビジョンにおいて市として掲げる目標となる人口からは大きく乖離しており、全国的な人口減少圧力に抗し切るほどの状況には至っていない状況にあります。

次に、広域的な人口増減及び人口動態についてです。

市内全域の人口は緩やかに減少しており、平成29年度末の55,764人から令和7年度末の53,392人へと、8年間で約4.25%減少しています。

田原地域人口もほぼ同じ割合で減少の傾向を示し、平成29年度末の9,067人から令和7年度末の8,638人へと、8年間で約4.73%減少しています。

年齢構成ごとの人口増減を見ますと、市内全域は年少人口、生産年齢人口、老年人口の全てが減少しているものの、特に年少人口の減少が顕著であり、約18.85%の減少となっています。

これに対し、田原地域は、年少人口、生産年齢人口とも減少しているものの、老年人口は増加の状況にあり、特に年少人口の減少率が大きく、約29.32%の減少となっています。

人口動態の観点から見ますと、出生数は緩やかに減少し、死亡者数は緩やかに増加しているため、自然増減は一貫してマイナスが大きくなっている状況にあります。

具体的には、出生数は平成30年の364人から令和8年の320人へと約13.75%減少、死亡数は平成30年の520人から令和8年の654人へと約20.49%増加、自然増減は平成30年のマイナス156人から令和8年のマイナス334人へと約53.29%増加しています。

8年間の自然増減の合計はマイナス1,981人となり、当該期間の人口減少の主要因となっています。

一方、社会増減は転入、転出ともに年ごとのばらつきが大きく、8年のうち社会増の年と社会減の年が各4年となるなど、明確な傾向はない状況にあります。

ただし、年代ごとの社会増減を見ますと、10代未満と30代は大きなプラス、20代は大きなマイナスとなっており、8年合計社会増減では、10代未満はプラス311人、20代はマイナス929人、30代はプラス461人となっています。

校区に着眼した人口増減及び人口動態についてです。

旧四條畷東小校区及び四條畷南小校区は、8年間の人口減少率は市内全

(神本学校教育
部次長兼青少年
育成課長)

域を大きく上回っており、旧四條畷東小校区は約7.56%減少、四條畷南小校区は約7.34%減少となっています。

しかし、近年は相対的に市内全域よりも人口減少が抑えられている状況にあり、直近2年では、旧四條畷東小校区は約0.75%減少、四條畷南小校区は約0.57%減少となっています。

田原小校区は、8年間での人口減少率は市内全域と概ね同等ですが、近年は相対的に市内全域よりも人口減少が加速している傾向にあります。

その他の小学校区では、唯一、忍ヶ丘小校区のみ人口が増加している状況にあります。

年齢別人口変動を見ますと、旧四條畷東小校区はほぼすべての年齢層において市内全域の傾向と概ね一致しており、近年に近づくにつれて相対的に人口変動率がプラス寄りとなっている状況にあります。

これに対し、四條畷南小校区は1歳から10歳がマイナス、21歳～25歳がプラスとなるなど、市内全域の社会増減の傾向と真逆の傾向となっており、令和6年度末から令和7年度末の間の期間にかけては、全小学校区でトップのプラスの人口変動率となっており、全体的に人口変動率がプラス寄りの改善傾向にあります。

次に、第3 廃校実施後の本市の状況及び取組についてご説明いたします。
標準宅地の鑑定価格の状況についてです。

平成29年の鑑定価格平均値と令和8年の鑑定価格平均値との比較において、市内全域では5.46%の上昇となっているのに対し、旧四條畷東小校区は0.49%の下落となっており、大きな差となっています。

また、令和2年、令和5年にも鑑定を行っておりますが、この期間中、一貫して市内全域の地価上昇率に劣後している状況にあります。

一方、範囲を旧四條畷南中校区まで広げますと、平成29年の鑑定価格の平均値と令和8年の鑑定価格の平均値との比較において、5.13%の上昇となっており、市内全域の5.46%の上昇と大差ない状況にあります。

次に、都市機能に関する状況及び取組についてです。

公園等の状況及び取組の都市公園は、平成27年度末から令和6年度末の期間においては1箇所、28,675㎡増加しております。

これは、総合公園の拡充による26,500㎡の面積増加と、令和6年に四條畷南小校区内に開園したくすの木公園の増加分によるものです。

児童遊園は、平成27年度末から令和6年度末の期間においては、1箇所、727㎡減少しており、令和4年に閉園したさんら児童遊園の減少分によるものです。

開発公園は、平成27年度末から令和6年度末の期間においては5箇所、505.95㎡増加しています。これは主に民間宅地開発等に伴い設置されるため、市街地開発の進展に伴い増加しているところです。

安全対策箇所の対応状況及び取組では、平成27年度以降の通学路等交通

(神本学校教育
部次長兼青少年
育成課長)

安全プログラムによる安全対策箇所について、令和３年度までは対策済の割合が極めて高い水準となっています。

令和４年度以降も対策済の割合は高いものの、令和３年度までとの比較ではやや対策不可や対策中の割合が上昇している状況にあります。

また、年次が進むにつれて、新設、改良や維持補修といったハード整備の件数が減少する一方、注意喚起等や指導といったソフト対策の件数が増加しており、対策方針が段階的にシフトしている状況にあります。

防災拠点の状況の指定避難所等の防災拠点の数は、廃校の前後で変化していない状況にあります。

これは、廃校施設を防災拠点として引き続き活用していることによります。

防災に関する物資については、旧四條畷南中の体育館への備蓄から各避難所への分散備蓄が進んでおりますが、十分ではない状況にあり、避難所となる学校において備蓄場所の確保を進めていく必要があります。

また、災害時の想定最大避難所生活者数６，９１８人に対して指定避難所の収容能力は５，９８３人と９３５人分満たしていない状況にあり、臨時避難所の活用とともに、公共施設の再編整備の中で可能な限り解決を図る必要があります。

都市計画に関する状況の開発及び建築確認では、開発実績において、近年、住宅供給実績は抑制的となっております。

建築確認実績において、戸建ての戸数は減少傾向にある一方、共同住宅の棟数は安定的に推移しております。

共同住宅は比較的に駅周辺や交通結節点に立地する傾向にあり、戸建住宅は共同住宅と比べ駅からの距離が離れたエリアに立地する傾向があります。

これらの状況から、近年の建築コストの高騰や少子高齢化・単身化などもあり、生活利便性を求めて戸建住宅から駅周辺の共同住宅へとニーズがシフトしていると考えられます。

空家については、平成３０年の住宅・土地統計調査では、空家件数は３，６３０戸と推計されていましたが、令和５年の住宅・土地統計調査では、空家件数は４，２１０戸とされ、５８０戸の増加となっています。

コミュニティバス利用者数は、コロナ禍の影響により平成３０年度の約３６．６万人から令和２年度の約２５．８万人まで落ち込んだものの、以降はＶ字回復となり、令和７年度は約３８．３万人と調査期間中の最多となっています。

コミュニティバスが公共交通の核として市民に広く浸透し、郊外エリアから駅や生活拠点へのアクセス性が担保されていることを示しています。

次に、幼児教育、保育、ふれあい教室等に関する状況及び取組についてです。

認可保育施設在籍者数は、令和元年度の１，５３２人から令和５年度の１，６０４人へ約４．７％増加しています。

(神本学校教育部
次長兼青少年育成
課長)

これに対して、就学前児童数は令和元年度の2,485人から令和5年度の2,307人へ約7.2%減少しており、在籍割合は令和元年度の約61.6%から令和5年度の約69.5%へ7.9ポイント上昇しています。

この結果から、高い保育ニーズに対し、子育て支援施策の下支え効果が示唆される状況にあります。

特定教育、保育施設等の待機児童数は、令和元年度の3人から令和2年度の12人へ急増し、その後は2人から4人の間で推移しており、依然として待機児童が発生している状況から、保育士等の職員配置に課題が残っている状況にあります。

保留児童数は、令和4年度から1号認定も含め、保育施設等に在園していない児童を対象としていることから、それ以前の数値と比較はできない状況にあります。

令和4年度以降の状況としては、令和4年度の45人から令和7年度の94人に至るまで増加傾向であったものの、令和8年度は76人と減少に転じており、保育士確保施策などの取組の効果と想定されます。

2号、3号認定の入所者数は、平成30年度の1,180人から令和7年度の1,268人へ約7.5%増加しています。

令和7年度の利用定員数は1,177人で、定員に対して約107.7%を受け入れています。

1号認定の入所者数は、平成30年度の422人から令和3年度の505人まで増加するものの、その後は減少しており、令和7年度は391人となっています。

令和7年度の利用定員数は350人で、定員に対して約111.7%を受け入れています。

幼児教育、保育等に係る取組についてです。

廃校後に行った取組として、認定こども園への移行や小規模保育園認可など、就学前教育、保育施設の環境整備を実施しており、現在も進めている状況にあります。

また、保育士確保のための支援事業を令和3年度に強化し、令和7年度に事業を再構築するなど、さらなる強化を進めて取り組んでおります。

加えて、妊娠期からの伴走型支援の強化を図り、子育て世帯が安心して育児ができる環境づくりを推進しております。

ふれあい教室の利用者数は、平成30年度の500人から令和7年度の625人へと25%の増加となっており、児童数が緩やかに減少していることから、利用者の割合が上昇している状況にあります。

ふれあい教室の定員は、平成30年度の560人から令和7年度の640人へと増加しています。

令和2年4月に四條畷小学校で、令和5年4月に忍ヶ丘小学校で新たな組が開設されるなど、利用者数の増加に対応しています。

(神本学校教育部
次長兼青少年育成
課長)

待機児の数は、平成30年度の4人から徐々に増え、令和6年度には78人に急増しましたが、令和7年度には4人へと急減など、年度によりばらつきがあります。

令和7年度については、運營業務の民間委託を開始するとともに、1クラス増員するなどの取組を行っています。

学校施設の貸出に関する状況及び取組についてです。

小学校運動場及び体育館の貸出件数は、いずれもコロナ禍の影響により令和2年度から令和4年度ごろまで一時的に落ち込んでおりますが、全体的にコロナ禍前の件数と同程度又はそれを上回る件数となっています。

全体の件数としては、運動場は平成29年度の1,657件から令和7年度の1,863件へ約12.4%の増、体育館は平成29年度の3,461件から令和7年度の4,089件へ約18.1%の増となっております。

特に、令和7年度は岡部小学校で体育館の大規模改修があったことにより件数が大幅に減少しているにもかかわらずこの伸びとなっており、地域の活動等に有効に活用されている状況にあります。

また、旧四條畷東小学校の貸出件数は、運動場が平成29年度の218件から令和7年度の337件へ約54.6%の増、体育館が平成29年度の368件から令和7年度の564件へ約53.3%の増となっており、跡地利活用までの暫定利用ですが、廃校後の学校施設が有効に活用されている状況にあります。

中学校運動場については、平成29年度から現在に至るまで、ごく少数の貸出ししか行われていない状況にあります。

また、中学校の体育館については、旧四條畷南中学校の休校、廃校から貸出を行っていないため、平成29年度の322件から平成30年度以降はいずれも0件となっています。

この影響を受け、全体として平成29年度の1,017件から平成30年度の821件へと急減しており、以後コロナ禍による落ち込みからその回復を経た現在に至るまで平成29年度の件数を下回っていますが、令和7年度は979件となっており、ほぼ同水準までは回復しています。

なお、小中学校合計の体育館の貸出件数は、平成29年度の4,478件から平成30年度の4,159件へ減少しているものの、コロナ禍による落ち込みからその回復を経て、令和4年度に4,840件となり平成29年度を上回って以降、4年度連続で平成29年度を上回っている状況にあります。

旧四條畷南中学校の近隣に所在する旧四條畷東小学校の貸出件数は大きく伸びており、その他の小中学校と合わせて従前の利用者の分をカバーできていると考えられます。

ただし、活動場所を他の社会教育施設等に移している可能性や団体を解散している可能性も否定できない状況にあります。

次に、田原活性化に関する状況及び取組についてです。

(神本学校教育部
次長兼青少年育成
課長)

グリーンホール田原の利用者数はコロナ禍の影響により平成29年度の約4万人から令和2年度の約1.9万人まで落ち込んだものの、以降は増加傾向にあり、令和6年度は約2.9万人となっております。しかし、コロナ禍前の水準までは回復していない状況にあります。

令和元年6月から測定を開始した入館者数についても、令和2年度の約9.1万人から令和6年度の約11.3万人へと年ごとに増加しています。

近年の活性化の取組についてです。

令和4年度より、キッチンカーイベント、自動運転実証実験イベント、たわらマルシェ等の田原地域活性化に向け、未利用地を活用したイベントを実施しています。

年々来場者が増加しているほか、地域の出店者も開始当初は1店だったものが令和7年度開催2回のイベントではそれぞれ15店、16店となるなど大きく増加しています。

グリーンホール田原におけるキッチンカーの出店も令和6年度から開始し、令和7年度は出店回数、売上ともに3倍近い水準に伸びています。

また、令和6年度から地域内移動の課題解消に向けてたわらコネクトカーの運行が実施されており、令和6年度に1,416人、令和7年度に1,737人の利用があるなど利用者も増加傾向にあります。

次に、第4 廃校後の状況及び取組についての検証について、まず都市計画に関してです。

ハード面では廃校後から現在に至るまで、総合公園の拡充やくすのき公園の開園など、大規模なハード整備を行っているとは言えないものの、緩やかな進展との状況にあります。

市内における公園が十分でないことが課題となっていたものの、40歳未満の社会増をめざす本市にあっては、年少人口の獲得に寄与する要素であり、引き続き進めていく必要があります。

一方、避難所については収容能力が十分でない中で廃校後から現在に至るまで変化がない状況となっており、この状況が続くことは定住意欲減退の可能性を秘めています。

ソフト面では、廃校後から現在に至るまで、通学路等交通安全プログラムにより多くの安全対策がされており、近年はソフト対策が主となっています。

特に廃校により通学距離が遠距離化する状況にあっては、通学路等の安全確保は重要な要素と考えられ、このような継続的な試みは、廃校後の小学校区の年少人口の流出の抑止に寄与したと推測されます。

また、コミュニティバスの運行については、コロナ禍の影響により利用者が落ち込んだものの、現在ではコロナ禍前を超える利用状況となっているなど、人口減少下においても交通環境維持の試みが行われており、郊外エリアの人口減少の抑制に寄与したものと推測されます。

次に、幼児教育、保育、ふれあい教室等に関することについてです。

(神本学校教育部
次長兼青少年育成
課長)

幼児教育、保育等では年少人口の減少が続く中、保育ニーズの高まりを受け保育施設在籍者数は増加している状況にあります。

このような状況に対して、利用定員数を超える受入れを行うほか、保育士確保のための支援事業を進め、待機児童数については近年4人以下で安定し、保留児童数についても増加に一定の抑止との状況にあります。

また、子育て総合支援センターや保健センターなどが一丸となって様々な施策に取り組んでおり、これらは子育て世代や未就学児世代の転入促進や転出回避に寄与したと推測されます。

現時点においても待機児童や保留児童を減らす余地があり、引き続き取り組みを進めていくことにより、現在転入超過を示す0歳から9歳や30歳から39歳の世代について、より多くの転入超過を達成できる可能性を秘めています。

ふれあい教室は保育施設と同様に、年少人口の減少が続く中、利用者数は増加しております。

このような状況に対して、定員の増や運營業務の民間委託による効率化などにより対応し、年度ごとのばらつきはあるものの令和7年度には待機児童数を4人まで減少しています。

年度ごとのばらつきのある待機児童数を安定して低水準に抑えることができれば、さらなる転出抑止につながり得る状況にあります。

学校施設の貸出に関することについてです。

旧四條畷南中学校の運動場及び体育館の貸出停止、地域活動の面において廃校による負のインパクトが多少なりとも発生したことが推測されます。しかしながら、旧四條畷東小学校の体育館及び運動場については廃校後も貸出を継続したことにより、小中学校の学校施設貸出件数は増加の状況にあり、負のインパクトの低減が図られたと推測されます。

学校施設貸出による地域活動は、少年野球などの就学世代のスポーツ活動のほか、夕方から夜間にかけての幅広い大人世代の活動にも及んでおり、多くの世代にとって生活の満足度向上につながっており、活動場所の維持は転出要因を減少させる上で軽視できない要素と考えられます。

次に、田原活性化に関することについてです。

グリーンホール田原の利用者及び入館者は、コロナ禍後、緩やかに増加しています。

田原地域は市立公民館等の他の公共施設からの距離が離れているという不利な面を抱えており、地域活動や文化活動においてグリーンホール田原の果たす役割は重要と考えられます。

近年は貸館に加え、キッチンカーの出店の試みによりグリーンホール田原の活性化を図っており、このような取組は前述の田原地域特有の不利な面を補い、転出要因の緩和に寄与すると推測されます。

賑わい創出では、令和4年度から田原地域において各種のイベントが実施

(神本学校教育部
次長兼青少年育成
課長)

されており、来場者や地域の出店者も順調に増加傾向を見せている状況にあります。

特に市内全域との比較で相対的に少子高齢化が進んでいる田原地域にあっては、転入促進・転出抑止において地域の賑わい創出は重要な要素であり、この間の社会増減にプラスの影響を与えたと推測されます。

賑わい創出については、前出のグリーンホール田原でのキッチンカーの出店の試みも一助と考えられ、また、田原台六丁目緑地の賑わい創出なども実施予定となっており、今後の展開に期待しているところです。

たわらコネクトカートについてです。

実証実験等を経て、令和6年度からたわらコネクトカートの運行が実施されており、令和7年度は前年度を上回る利用となっています。

田原地域は地域内の高低差が大きく、徒歩や自転車での移動は距離以上に労力を要します。

一方、田原地域は老年人口が増加傾向となっており、地域内移動の確保は喫緊の課題と言える状況にあります。

先進事例に取り組む市として前向きな印象を与えることが魅力づくりの一助と推測されます。

総括的な検証結果についてです。

以上のとおり、廃校後から現在に至るまでに行われた取組が、人口変動の改善に少なからず寄与したと考えられます。

取組を行わなかった場合の人口変動を明らかにすることは不可能であり、各取組の人口変動の改善の寄与の度合いを計測することも困難ですが、全体を見渡した場合、令和7年の人口は、いずれも平成30年以降に出された人口推計値を上回って着地しており、社会増減も好転の兆しがあることから、廃校後に行われた各種取組は、人口減少の勢いに抑止の形で作用したと推測し得ます。

次に、第5 本検証の結びについてご説明いたします。

今回の検証においては、廃校前の状況と廃校後の現況を比較し、どのような取組を実施したか、各分野において現状としてどのような状況となっているかを整理のうえ、どのような取組が人口変動の改善に寄与し得るものかを検証いたしました。

その結果、廃校後の各種の取組は人口減少の勢いを抑える形で一定の成果をあげたものと結論付けました。しかしながら、推計値を上回っているものの、依然として人口は減少基調にあり、空家の増加や田原地域における少子高齢化の進展など局所的な課題も多く、効果的な取組みを継続していく必要があります。

また、今回の検証においては上記の結論としたものの、人口増や賑わいづくりに関する施策は、その取組の成果結実までにある程度の年月を要するものが少なくなく、その成果が広く認識されて初めて社会増減の改善や関係人

(神本学校教育部次長兼青少年育成課長)	口、交流人口の増加に及ぶものであり、取組の継続とともに今後の経過を注視していく不可欠と考えます。 なお、この検証においては人口の変動をもって評価するとしたものの、人口の変動理由は立地や交通条件など、本市の取組のみでは解決し得ない属性によるところも大きいこと付言させていただいています。 以上、学校再編後の一定年数経過における検証のご報告となります。
木村教育長	長きに渡って、また多岐に渡って口頭での報告でしたので、なかなか返答が難しいかなと思いますけれどもご意見等ございましたらお願いいたします。 (「なし」の声)
木村教育長	この後また資料なども、また次の会議が終わった後、最終的にまとめの検証の結果などは示されるということで、今のは途中経過という認識でよろしくをお願いします。 事務局から他にございますか。
安田青少年育成課長代理	令和8年度四條畷市子どもの習い事応援事業について報告いたします。 習い事応援事業につきましては、実施要領に基づき、7月からの実施に向けて準備を進めてまいりました。本日は進捗状況について報告いたします。 3点ございます。1点め、本事業を行うにあたり、令和8年度四條畷市子どもの習い事応援業務委託として利用券の発行、電子クーポンシステムの構築、コールセンターの設置等の業務を行う事業者を決定し、7月1日からコールセンターを開設する予定としております。 2点め、本日配布の資料2ページ、3ページをご覧ください。 本事業の助成申請についての案内文書となっております。こちらは、6月末から7月初旬に、学校教育課から就学援助世帯に送付される案内に同封する文書となります。 本事業を利用される場合は個人情報の取扱いがあるため、別途申請を行っていただくこととしており、窓口、郵送またはウェブフォームでの受付を行ってまいります。 本案内には、使用期間や申請時期によりクーポンの金額が異なることなどを注意事項として掲載しております。 3点め、資料の1枚めをご覧ください。こちらは、学習塾、文化教室、スポーツ教室など習い事を行っている事業者の登録募集案内のチラシでございます。登録事業者を増やすべく市内や近隣市の学習塾、文化教室、スポーツ教室等への案内を順次行っており、登録済み、登録準備中を含め少なくとも13事業者での利用が可能となる予定です。今後も継続して登録依頼の案内

(安田青少年育成課長代理)	を進めるとともに、助成対象者が希望される習い事の事業者などのヒアリングも行いながら登録事業者数を増やすべく事業を進めてまいります。
木村教育長	質疑等ございましたらどうぞ。
佃委員	1点質問ですけれども、登録事業者というのは四條畷市内にあるところだけなのか、例えば田原地域の子どもたちだったら近隣の市等に習い事に行ったりすることもあると思いますが、そういう場合に登録していただけるような努力をするということでしょうか。
安田青少年育成課長代理	お話をいただきましたように、四條畷市内の事業者に限定せず通える範囲、近隣の市であれば事業者の募集を受け付けております。 ですので、登録教室を増やす取組についても近隣の生駒市でしたり、あるいは門真市、大東市、寝屋川市といったところにも、事業者の募集をかけております。
木村教育長	事務局から他にございますか。
安田青少年育成課長代理	令和8年度四條畷市教育フェスティバル実施について報告いたします。 本日配布の令和8年度四條畷市教育フェスティバル実施要綱（案）をご覧ください。 今年度の新規事業として四條畷市教育フェスティバルを開催いたします。 本事業は、すべての子どもの夢と挑戦を応援する教育を実践すべく、それぞれの個性を持つ子どもが夢を持ち、挑戦を重ね、自らの人生を切り拓く生きる力をはぐくむ教育の推進の一環として実施します。 開催日時は、8月8日土曜日午前11時から午後3時20分を予定しております。場所は、四條畷西中学校体育館及び多目的室です。 プログラムとしまして、午前11時から午後1時の間は、様々な企業のプロフェッショナルな仕事の紹介や取組、最先端の技術など将来の夢や仕事につながるような魅力あるコンテンツを提供するワークショップを予定しており、この間には、本市給食の人気メニューであるカレーライスを販売し、給食メニューを体験していただきます。 また、午後の第1部では、午後1時から「2050年を生き抜くためのミライの授業」として、講演会講師プロフィールに記載の日野田直彦さんをお招きし基調講演を行います。 第2部では日野田直彦さんをコーディネータとし、「世界をめざす心を育むために」をテーマに、元バドミントン日本代表選手として銭谷市長にお話しいただくほか、現在、調整中ですが2人のパネラーから語っていただく予定でございます。

(安田青少年育成課長代理)	イベントの周知としましては、7月広報誌への掲載や市内小中学校の児童生徒へのチラシ案内、教職員の皆さんへの案内、PTA協議会など青少年健全育成に関わる団体、ホームページなどによる周知など幅広く周知してまいりたいと考えております。
木村教育長	質疑等ございましたらどうぞ。 (「なし」の声)
木村教育長	広く周知していただくということでお話あったと思いますけれども、せっかくの四條畷市での新しい取組ですので、先ほどの関係団体もありましたけれども市内にある学校、例えば四條畷高校であったりとか、学生さんであったりとか、電通大さんであったりとか是非お声掛けをお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。 事務局から他にございますか。
浅倉学校教育部副参事兼教育総務課長	学校施設整備方針に基づく取組の進捗状況について、ご説明申し上げます。 学校施設整備方針（令和6年12月改訂版）において、改訂後より半期ごとに取組の進捗管理を行うこととしているため、学校施設整備における取組の進捗を共有いたしたく存じます。 資料の学校施設整備方針にもとづく取組の進捗状況管理表をご覧ください。 この進捗は半年ごとに公表することとしており、前回の9月末時点からの主な更新箇所をご説明します。 1 ページ表の3、番号2 四條畷小学校、2 ページ表の3、番号7 四條畷中学校の右欄、具体の実施内容（令和8年3月末日時点）に、昨年度実施しています、四條畷小学校及び四條畷中学校における耐力度調査、CM事業者支援のもと四條畷小、四條畷中の整備基本計画策定支援業務の業者選定の実施、また、3 ページ表の下段の備考には特記事項として、「学校再編整備計画策定から一定の年数が経過の検証」について記載しております。
木村教育長	質疑等ございましたらどうぞ。 (「なし」の声)
木村教育長	事務局から他にございますか。
開教育次長兼学校教育部長	6月の市議会定例議会における教育委員会関連の一般質問につきまして、ご報告申し上げます。

(開教育次長兼学校教育部長)	議員個別の一般質問では、5名の議員から、学校施設内衛生管理、ふれあい教室の長期休業時の配食サービス、通学路不審者情報の対応、眠育の導入、児童生徒の健全育成、熱中症対策、学校再編の検証と今後のあり方、以上7点をいただきました。 うち、特筆すべき検討や実施を約する事項はないものの、現状の取組強化並びに当初スケジュールの徹底は教育委員会から申し上げた次第でございます。 なお、質問に関する直近の取組といたしまして、学校設備保全、学校との安全対策に資する連携、ふれあい教室利用保護者アンケートの準備、眠育の研究、熱中症対策の事例検討、学校施設整備に向けた教員、児童生徒の意向調査などが挙げられます。
木村教育長	質疑等ございましたらどうぞ。 (「なし」の声)
木村教育長	他にございませんか。
尾崎委員	東京都の北区の小学校で音楽準備室より火災がございました。このことについての学校への点検や指導事項等あったら教えてください。
胡学校教育課長	指導事項に関して申し上げますと、各校年間避難訓練等を計画しておりますのでそれに基づいて行われておりますが、再度その計画について確認するようにはお伝えします。
尾崎委員	聞くとところによりますと、音楽準備室にいろんなものがあつたと。しかも危険なものがあつたということがありましたので、各学校において教材も含めまして色々なものを置いているところがあるかと思いますが、そういったところの点検指示はなされませんか。
胡学校教育課長	東京都の状況等を確認した上で学校の方にそういった指示をしたいと思っております。
木村教育長	今ありましたように火事につきましては報道にあつたとおり、庇のところに児童が避難しているような映像が映されたときに、あそこはそもそも危険な場所なのに、でもそこじゃないと命が助からなかったということを考えると、本当に肝を冷やしたというか、ただ本当に四條畷でこれが起きないことはもちろん祈っています。ですが可能性はゼロではないので、先ほどもありましたように子どもたちへの注意喚起、避難経路の確認であつたりとか、倉

(木村教育長)	庫のような使用をしているところの点検も含めて学校の方に指導をしていけたらと思いますので、よろしくお願いします。 他にございませんか。
	(「なし」の声)
木村教育長	それでは、会議冒頭に秘密会としておりました報告第17号 再発防止策の中間報告についてを議題といたし、これより秘密会といたします。
	(秘密会)
木村教育長	ただいまから、会議を公開します。
	他にございますか。
	(「なし」の声)
木村教育長	それでは、本日予定の案件については、すべて終了いたしました。これをもって、定例会を閉会いたします。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年7月29日

四條畷市教育委員会教育長 木村 実

四條畷市教育委員会委員 山本 博資